

順位	氏名（議席）	発言の要旨
2	伊東 美加（7）	<p>1. 女性の自治会長を増やすための対応策について</p> <p>第4次富士市男女共同参画プランでは、施策の方向の成果指標である女性の自治会長の割合を、令和2年4月1日現在の4.1%から5年後には8.0%に引き上げるという目標設定がなされています。</p> <p>しかしながら、ここ数年の状況を振り返りますと、女性の自治会長の割合はその年度によって多少の増減はあるものの、低い水準で推移しているように見受けられます。自治会長に求められる資質は男性特有のものではないと考えています。</p> <p>もし、地域内のアンコンシャス・バイアスによって、自治会長に向いている女性が排除されてしまうとすれば、これは地域の大きな損失でもあるのではないかという観点から、以下のとおり伺います。</p> <p>(1) 女性の自治会長の人数の変遷、現在置かれている状況等について、どのようにお考えでしょうか。</p> <p>(2) 女性が自治会長になりにくい要因にはどのようなものがあるとお考えでしょうか。また、対策としてどのようなことを実施されているでしょうか。</p> <p>(3) 女性の自治会長のロールモデルを紹介し、成功事例を共有することが重要だと思いますが、そのような活動はされているのでしょうか。</p> <p>2. 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づく対応状況について</p> <p>令和3年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。この法律では医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援することとされ、この中では医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育等を受けられるように最大限の配慮をすることも求められています。これらのことから、学校の設置者、保育所の設置者等についても、在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有するものとされています。</p> <p>このような状況を踏まえ、以下のとおり伺います。</p> <p>(1) 公立の保育所等における対応状況について伺います。</p> <p>(2) 公立の小中学校における対応状況について伺います。</p> <p>(3) 本法によって、かつては障害児とみなされなかった、知的障害も身体障害も伴わず医療的ケアのみを必要とする子供への支援ニーズが認識されるようになりました。小学校就学に向けてのこうした子供の把握についてはどのようにされているのでしょうか。</p> <p>(4) 法第13条には関係機関及び民間団体が行う医療的ケア児に対する支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講ずるものとあります。この対応状況について伺います。</p>